

平成二十年三月二十一日受領
答弁第一七三号

内閣衆質一六九第一七三号

平成二十年三月二十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出フィブリノゲン製剤等投与記録に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出フィブリノゲン製剤等投与記録に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

厚生労働省としては、本年三月三日に、田辺三菱製薬株式会社（以下「田辺三菱」という。）に対し、フィブリノゲン製剤又は血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与に関する資料を保有しているのであれば、当該製剤を投与された方々への投与の事実の伝達等の協力を依頼している医療機関（以下「協力依頼医療機関」という。）にこれを積極的に情報提供するように指示している。また、同月十日に、日本製薬株式会社（以下「日本製薬」という。）に対し、血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与に関する資料を保有しているのであれば、協力依頼医療機関にこれを積極的に情報提供するように指示している。

なお、田辺三菱からは、同日に、本年一月末から協力依頼医療機関にフィブリノゲン製剤又は血液凝固第Ⅸ因子製剤を投与された方々の特定につながる可能性のある資料の情報提供を開始している旨の報告を受け、また、日本製薬からは、本年三月十三日に、協力依頼医療機関に血液凝固第Ⅸ因子製剤を投与された方々の特定につながる可能性のある資料の情報提供を開始している旨の報告を受けているところである。

五及び六について

お尋ねについては、田辺三菱からは、本年三月十日の時点で田辺三菱が保有する当該資料は、本年一月末から協力依頼医療機関への情報提供を開始したものですべてであり、また、日本製薬からは、本年三月十三日の時点で日本製薬が保有する当該資料は、同日から協力依頼医療機関への情報提供を開始したものですべてであると聞いている。

七について

お尋ねの公表時期については、現時点では未定である。また、御指摘の調査票については、本年三月十七日時点において、六十八通が返送されている。